

# 子どもいじめ防止基本方針



令和8年2月改訂  
小林市立西小林小学校

## はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められております。

こうした状況の中で、平成25年6月の「いじめ防止対策推進法」、「宮崎県いじめ防止基本方針」、「小林市子どもいじめ防止基本方針」を受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものであります。

## もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	1
2	いじめの理解	1
3	いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
(1)	いじめの未然防止	1
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめへの対処	2
(4)	地域や家庭との連携	2
(5)	関係機関との連携	2
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	学校におけるいじめの防止等に関する取組	3
(1)	いじめ防止等の対策のための組織	3
(2)	児童が主体となったいじめ防止等の取組	3
(3)	いじめ防止等に対する措置	3
2	重大事態への対応	8
(1)	重大事態調査の発生と調査	8
(2)	重大事態の調査結果の提供及び報告	11
3	その他の留意事項	11
(1)	組織的な指導体制	11
(2)	校内研修の充実	11
(3)	校務の効率化	12
(4)	いじめの防止等の取組の点検・充実	12
(5)	地域や家庭との連携について	12
(6)	関係機関との連携について	12
第3	基本方針の点検と必要に応じた見直し	12

# 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

## 2 いじめの理解

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

## 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

### (1) いじめの未然防止

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。
- 全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を、発達段階に応じて促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。
- 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。
- いじめの問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となった取組を推進するための普及啓発が必要である。

## (2) いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

## (3) いじめへの対処

- いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
- 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

## (4) 地域や家庭との連携

- 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携が必要である。
- より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

## (5) 関係機関との連携

- いじめの問題への対応においては、例えば、学校において、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等を想定）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、日頃から、学校や市教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。
- 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、学校が、関係機関による取組と連携することも重要である。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 学校におけるいじめの防止等に関する取組

#### (1) いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策推進委員会（スマイル推進委員会）」、「いじめ不登校対策委員会（スマイル委員会）」を設置する。

#### **【いじめ不登校対策推進委員会（スマイル推進委員会）】**

〈構成員〉校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係教諭、その他

〈内 容〉年2回実施（4月・2月）

- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

#### **【いじめ不登校対策委員会（スマイル委員会）】**

〈構成員〉原則として全職員

〈内 容〉月1回実施

- スマイルアンケート及び教育相談の結果報告
- いじめ等に係る情報の共有
- 全職員によるいじめの見立て
- 組織的な対応の確認

#### (2) 児童が主体となったいじめ防止等の取組

- 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。
  - ・異学年交流会の実施
  - ・縦割り清掃活動の実施
  - ・ボランティア活動の推進
  - ・計画委員会による交流活動や運動会（結団式、応援等）の企画・運営

#### (3) いじめ防止等に対する措置

##### ア いじめの未然防止のための取組

- いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図るとともに、いじめに向かわせないための未然防止に取り組みとして、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等の、いじめの防止に資する活動に取り組む。
- 未然防止の基本として、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 児童に対するアンケート・聴き取り調査によりいじめの事実が把握される場合も多く、被害者を助けるためには、児童生徒の協力が必要となる。そのため、学校は児童に対し、いじめの傍観者として、いじめを教職員や保護者等に知らせたり、いじめを止めさせることすることの重要性を理解させる

よう努める。

- 児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導には細心の注意を払う。
- 集団宿泊活動等により、一定期間、学校を離れて教育活動を行う場合は、いじめに関する実態把握を強化するなど、いじめの未然防止に努める。

## イ いじめの早期発見のための取組

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。
- 教職員は、日頃から児童生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号などのサインを見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員間の情報共有に努める。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 児童からの相談や聴き取りについては、児童が希望する教職員やスクールカウンセラーや臨床心理士等が対応できる体制の構築に努める。
- 児童からの相談において、児童からSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては、多大な勇気を有するものであることを教職員は理解し、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底する。

### ① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止める。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- いじめの事実について生徒指導主事及び管理職に速やかに通報する。

### ② 情報の共有

- 情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合は、スマイル委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。

### ③ 事実関係についての調査

- 速やかにスマイル推進委員会を開き、調査の方針について決定する。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告する。
- 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、スマイル推進委員会の職員のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任する。

- 必要な場合には、児童アンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又は

その保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

#### ④ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時スマイル推進委員会で決定する。
- 事実関係が把握された時点で、スマイル推進委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
- スマイル推進委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努める。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

#### **いじめられた児童とその保護者への支援**

##### 【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していく。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

##### 【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

#### **いじめた児童への指導又はその保護者への支援**

#### 【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・ いじめの事実を確認する
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める
- ・ いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・ 今後の生き方を考えさせる
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う

#### 【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ 児童や保護者の心情に配慮する
- ・ いじめた児童の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう

#### 【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

#### **いじめが起きた集団への働きかけ**

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・ 自分の問題として捉えさせる
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

#### ⑤ 関係機関への報告

- 校長は市教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

#### ⑥ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

## ウ ネット上のいじめへの対応

### (ア) ネットいじめとは

携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上に特定の子どもが悪口や誹謗中傷を文字や画像を使って書き込んだりすることにより行われるいじめのことである。

具体的には・・・

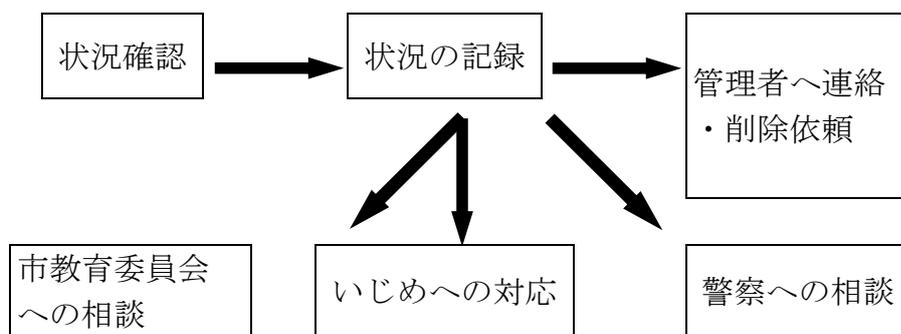
- ・ 特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等にメール送信する
  - ・ 特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする
  - ・ 掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載する
  - ・ 口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで誹謗中傷を書き込む
  - ・ SNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用して誹謗中傷の書き込む 等
- 以上のようなことは犯罪行為に当たる。

### (イ) ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。  
(家庭内ルールの作成など)
- 教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- 児童を対象とした、ネット社会の危険性についての講話等を実施する。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

### (ウ) ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態調査の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処) ※いじめ防止対策推進法第5章第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### ア 重大事態の意味について

- 「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、
  - ・ 児童が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上述の目安にかかわらず、学校の設置者(以下「市教育委員会」という。)又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉え、報告・調査等に当たる。
- 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

#### イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は市教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。

#### ウ 調査の趣旨及び調査主体について

- いじめ防止法第5章第28条第1項の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。
- 学校は、重大事態が発生した場合には、市教育委員会に報告する。
- 調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、市教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必

ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会が調査を実施する。

## エ 調査を行うための組織について

- 市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。
- (ウ)により学校の重大事態について市教育委員会が調査を行うときは、市の基本方針の第2の1(1)により設置される専門家委員会を調査を行うための組織として活用する。
- 当該調査を行う組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

## オ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 事実関係を明確にするための調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行う。
- 当該調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するものとする。
- 当該調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- 当該調査を実りあるものにするために、市教育委員会・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行うものとする。
- 学校は、専門家委員会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

### <いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合>

- いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、原則として、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童への指導を行い、いじめ行為を抑止する。
- いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

### <いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合>

- 児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法は、原則として、在籍児童や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

## 〈自殺の背景調査における留意事項〉

- 児童の自殺という事態が起きた場合、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、いじめ防止法第5章第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針（改定版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。
  - ・ 背景調査に当たり、遺族が当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
  - ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
  - ・ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
  - ・ 詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。調査を行う組織については、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
  - ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集しそれらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
  - ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
  - ・ 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、市教育委員会の適切な対応が求められる。
  - ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性が有ることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にすることが必要である。

## カ その他留意事項

- いじめ防止法第4章第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

- 事案の重大性を踏まえ、市教育委員会の積極的な支援が必要となる場合がある。例えば、いじめを行った児童の出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。
- 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教育委員会及び学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## (2) 重大事態の調査結果の提供及び報告

### ア いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- 学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。
- これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがないよう留意する。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

### イ 調査結果の報告

- 調査結果については、市長に報告する。
- 上述(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

## 3 その他の留意事項

### (1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、スマイル推進委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組んでいく。

### (2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針の考え方を活かして校内研修を実施し、全ての教職員でいじめの未然防止教育の充実につなぐ。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していく。

### (3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### (4) いじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

### (5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

### (6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関と一体となり対応をしていく。

#### ア 教育委員会との連携

- 関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- 関係機関との調整

#### イ 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

#### ウ 福祉関係との連携

- スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用（市教育委員会への依頼）
- 市子育て支援課との連携
- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での児童生徒の生活、環境の状況把握

#### エ 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療、指導・助言

## 第3 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- 本基本方針については、策定後も、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討する。必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
- 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。